

機構集積協力金交付事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

担い手への農地集積と集約化を支援し、生産コストの削減に資するよう、

- ①農地中間管理機構（以下「機構」という）にまとまった農地を貸し付け又は、機構を通じた農作業受委託を行う地域等に対し「地域集積協力金」を交付します。
- ②機構からの転貸又は、機構を通じた農作業受委託を行う地域等に対し「集約化奨励金」を交付します。
- ③機構に農地を貸し付け、地域集積協力金と一体的に取り組む農地の出し手に対し「経営転換協力金」を交付します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- ①地域集積協力金：実質化した人・農地プランの策定地域内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられること等
- ②集約化奨励金：実質化した人・農地プランの策定地域内の農地面積に占める同一の耕作者の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること等
- ③経営転換協力金：リタイアする農業者等が農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、機構から受け手へ転貸されること等

(2) 対象経費：省略（地域集積協力金及び集約化奨励金は地域の話合いにより用途の決定が可能）

(3) 補助率：定額（内容によって異なります）

①地域集積協力金：

	機構の活用率		交付単価	（農作業委託）
	一般地域	中山間地域		
区分1	20% 超 40% 以下	4% 超 15% 以下	1.0 万円/10a	(0.5 万円/10a)
区分2	40% 超 70% 以下	15% 超 30% 以下	1.6 万円/10a	(0.8 万円/10a)
区分3	70% 超 80% 以下	30% 超 50% 以下	2.2 万円/10a	(1.1 万円/10a)
区分4	80% 超	50% 超 80% 以下	2.8 万円/10a	(1.4 万円/10a)
区分5		80% 超	3.4 万円/10a	(1.7 万円/10a)

②集約化奨励金：

	団地面積の割合	1 団地あたりの平均面積	交付単価	（農作業委託）
区分1	10 ポイント増		1.0 万円/10a	(0.5 万円/10a)
区分2	20 ポイント増	1.5 倍以上	3.0 万円/10a	(1.5 万円/10a)

③経営転換協力金：農地面積×1.0万円/10a、1戸当たりの上限25万円/戸

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5) その他

- ①地域集積協力金：前年度3月から実施年度2月末までの機構への貸付面積又は、機構を通じた農作業委託面積が対象
- ②集約化奨励金：前年度3月から実施年度の翌々年度の2月末までの機構からの転貸面積又は機構を通じた農作業受託面積のうち新たに団地化した面積が対象
- ③経営転換協力金：実施年度12月末までに交付申請があった農地面積が対象

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：最寄りの市町村農林主務課にお問い合わせください。
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：最寄りの市町村農林主務課から入手
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課
- (2) 担当（係）名：農地中間管理担当
- (3) 電話番号：023-630-2490

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：計画調整担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8388
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1343
置賜総合支庁農村計画課	0238-26-6057
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5553

やまがた「人・農地」リニューアル事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

新規就農者や地域の担い手が行う、荒廃農地を引き受けて営農するための再生作業を総合的に支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- ・新たに就農する者、認定新規就農者及び実質化された人・農地プランに位置付けられた担い手であること
- ・貸借等によって、再生された農地で5年間以上耕作すること
- ・事業実施にあたり直営施工を含むこと
- ・事業費が2,000千円未満であること

(2) 対象経費

- ・再生作業：伐採、伐根、障害物除去、深耕、整地、土壌改良、簡易な排水対策 等
- ・営農定着：種子・苗木、飼料等の購入 等

(3) 補助率：1／4以内

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：随時（各総合支庁へお問合せください。）
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：各総合支庁農村計画課から入手
- (3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県 庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：農村保全担当
- (3) 電話番号：023-630-3373

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：下記のとおり
- (3) 電話番号

村山総合支庁農村計画課	023-621-8389	（企画担当）
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1343	（計画担当）
置賜総合支庁農村計画課	0238-35-9055	（地域保全担当）
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5553	（計画担当）